

JK A補助事業評価概要(案)
公益事業振興補助事業 (1/2)

資料 1

平成24年6月4日

		各補助事業の評価結果			事業を取り巻く環境		JK A分野別評価	
		個々の補助事業の評価結果	アンケート分析結果(試行的評価)	審査・評価委員会及び評価作業部会での指摘事項	国の主な施策動向	その他主な動向	現状	今後の課題・方向性
公益事業振興補助事業	重点事業	自転車・モーターサイクル(競技普及促進・施設建築)	アンケート未実施	◆競技力の「強化」だけでなく、本当の自転車の楽しみをより多くの方知ってもらうことが、補助事業の役割ではないか。 ◆何年も継続補助しているイベント・レースなどについては、自立を促すことも必要ではないか。	◆スポーツ基本法(平成23年8月施行)の基本的施策 ・スポーツの推進のための基礎的條件の整備等 指導者の養成等、施設の整備等、学校施設の利用、事故の防止等、スポーツに関する紛争の迅速解決、 科学的研究の推進策、学校における体育の幸 ・地域に根ざしたこどもの自然・文化・遊び体験活動(文科省・豊かな体験活動推進事業等) ・引きこもり・不登校、犯罪被害者に対する支援活動(厚労省・引きこもり対策推進事業、内閣府・犯罪被害者支援等) ・更生保護事業と更生保護施設の建築(法務省・緊急的住居確保・自立支援対策等) ・事故や犯罪から子どもを守る活動(関係省庁・犯罪から子どもを守る対策等) ・あんしん歩行エリアの指定した事故対策の実施(国土交通省・交通事故対策の取組として生活道路における交通事故対策の推進) ・自転車活用施策・自転車利用環境の改善事業	◆団体A ・国際競技大会開催助成 ・ドローピング防止活動 ◆団体A ・マウンテンバイク普及指導者養成講座にて、楽しく安全なマウンテンバイクの普及活動を促進	◆自転車・モーターサイクル競技の普及促進や関連施設の建築に対する支援は、JK A補助事業の特徴ではあるが、財源に限られる中、引き続き経費削減を図っている。	◆顕在化、増大傾向にある自転車に係る社会的な諸問題(交通ルール不遵守、ノーブレーキ等)の解決を目指す活動を支援していく。
		文教・社会環境	アンケート未実施	◆人と車と自転車が共生できるような取組みが欠けている。自転車関係団体が協力し、あらゆる機会を通じて社会貢献に取り組むべき。	◆経済・技術・文化など様々な分野における国際交流促進施策を展開	◆団体B ・郷土に伝わる伝統や文化への理解を深める活動 ・地域課題解決のためのチャリティ事業支援 ・地域のつながりをつくる青ハットの配備 ◆団体C ・環境市民活動の支援 ◆団体D ・「全国 小・中学生 書道・交通安全ポスターコンクール」	◆子どもに焦点をあてた事業については、効果大と考えられるが、一部の事業分野では、国による同様の支援制度等がある。	◆次代の日本を担う子ども、若者の社会参加を促し、地域社会が支えながら、リーダーとなりうる人材を育成していく活動を支援していく。 ◆経済社会に出ていない若者(いわゆるニート)への就労活動への支援を検討する。
		国際交流	アンケート未実施	◆学術、文化、経済など分野が多岐にわたるが、それぞれの交流の背景や目的、効果を明確にすべきではないか。	◆昭36年制定のスポーツ振興法が平成23年に改訂・施行(スポーツ基本法) ◆同法に基づき、スポーツ基本計画を策定(平成24年3月)。この計画の特徴は次の点 ① 学校体育及び運動部活動の多様化 ② 年齢やライフスタイルに応じた機会提供 ③ 障害者スポーツの推進 ④ 国際交流・国際貢献 ⑤ トップアスリートと地域スポーツの好循環	◆団体E ・文化芸術交流 ・海外における日本語教育 ・日本研究・知的交流 ・国際交流活動助成 ◆団体F ・内外の若い世代の人々が参加する人材交流 ・異文化理解、相互理解を目的とする啓発・普及 ・内外の若手研究者による研究交流	◆従来から支援している事業は、国際交流を通じて政策提言等を行うことで、産業・経済・貿易等において日本のプレゼンス向上に一定の効果があった。	◆次代の日本を担う、グローバルな人材の育成を中心に、地域活性化に資する国際交流を支援していく。
	公益の増進	体育・スポーツ	平成23年度補助事業の評価からJK A一次評価の結果を活用	◆「体育」というのは「身体教育」の略。実態は全部「スポーツ」なので、もし「体育」を残さなければならない理由があるならば、「体育・スポーツ」としたほうがよい。外から見ると「体育」というのは馴染まない。	◆昭36年制定のスポーツ振興法が平成23年に改訂・施行(スポーツ基本法) ◆同法に基づき、スポーツ基本計画を策定(平成24年3月)。この計画の特徴は次の点 ① 学校体育及び運動部活動の多様化 ② 年齢やライフスタイルに応じた機会提供 ③ 障害者スポーツの推進 ④ 国際交流・国際貢献 ⑤ トップアスリートと地域スポーツの好循環	◆団体A ・スポーツ施設整備助成 ・スポーツクラブ活動助成 ・将来性を有する競技者の発掘育成活動助成 ・スポーツ団体スポーツ活動助成 ・国際競技大会開催助成 他 ◆団体G ・スポーツ研究助成 ◆団体H ・スポーツチャレンジ体験助成(アスリート、指導者、審判など、スポーツに関連するキャリアアップやスキルアップを目的とした各種体験) ・スポーツチャレンジ体験研究助成(スポーツ医学、スポーツ文化など、スポーツ振興や各競技レベル向上を目的とした学問・研究) ・国際スポーツ奨学金(スポーツにかかわる学問・研究を目的とした留学)	◆補助対象は非常に広範な分野が設定されている。各団体が応募しやすい反面、国・自治体・他の補助団体が実施する事業との差別化が難しい。	◆現状は、競技力の向上のための事業としての性格が強い補助事業であるが、今後は平成23年8月に施行となった「スポーツ基本法」に則して、地域活性化等と連携した活動並びに障害者スポーツ推進に資する活動を基本に支援していく。
		一般事業	医療・公衆衛生	【難病】 ◆難病に指定されていない、いわゆる希少難病に関して、ドキュメンタリー番組制作等の啓発活動も合わせて支援していくことも大切。 【検診】 ◆効果 ・補助事業者の多くが効率化を実現 ・補助がない場合、約85%の事業者が導入を断念 ◆改善要望 ・事業規模や地域特性に応じた基準の改善 ・補助内定時期の変更 ◆今後の活用意向 ・補助事業の活用意向大(自己資金)	【難病】 ◆56疾病を指定し、医療費を助成 ◆施策の柱は次の5つ ① 調査研究の推進 ② 医療施設の整備 ③ 医療費の自己負担の軽減 ④ 地域における保健医療福祉の充実・連携 ⑤ 生活の質(QOL)の向上を目指した福祉施策推進 【検診】 ◆がん検診(2007年～)、特定検診(2008年～)を推進	◆団体B ・検診車の購入費用を支援 ◆団体I ・医療関係施設の設置・整備の建築資金・運転資金を融資	【難病】 ◆「医療機器の整備」については、当該機器を使用した研究が、新薬の開発につながったなど、一定の効果がみられる。 【検診】 ◆補助事業により検診の効率化が進み、社会貢献度は高い。	【難病】 ◆「医療機器の整備」については、難病対策の特性上、息長く取り組まなければならない事業であり、引き続き支援していく必要があるが、同時に難病に指定されていない、いわゆる希少難病の啓発活動 【検診】 ◆国・都道府県(一部)は、類似の支援制度を有するものの、各種検診の受診率は低い状況であることから、今後は受診のしやすさを向上させるため、例えばバリアフリー型検診車への支援についても検討する。
			文教・社会環境	アンケート未実施	◆文教・社会環境は、幅広い事業を扱っていることから、各事業の背景や目的、効果を明確にすべきではないか。	◆あんしん歩行エリアの指定した事故対策の実施(国土交通省・交通事故対策の取組として生活道路における交通事故対策の推進) ・自転車活用施策・自転車利用環境の改善事業(国土交通省・自転車活用のまちづくり)	◆団体B ・郷土に伝わる伝統や文化への理解を深める活動 ・地域課題解決のためのチャリティ事業支援 ・地域のつながりをつくる青ハットの配備 ◆団体C ・環境市民活動の支援 ◆団体D ・「全国 小・中学生 書道・交通安全ポスターコンクール」	◆映画祭、コンサートやサイクリング大会など多岐にわたる事業を通じて、学術・文化の振興、青少年の健全育成、地域振興に資する活動を支援している。
	新世紀未来創造プロジェクト		◆効果 ・児童・生徒の間で「地域貢献に対する意識」の芽生え ・地域活性化につながるという意見有り ◆改善要望 ・現在の限度額、募集時期を肯定する意見多数 ・事務手続きの簡略化、計画や補助金の使途に柔軟性を望む意見有り ◆活用意向 ・継続申請は2割程度(継続しない団体)	◆学力不振の子どもたちに対する教育支援は重要だ。 ◆新世紀未来の活動主体は「子ども」である、という基本を重視しなければならない。	◆学校と地域・家庭の連携を促進するための事業を展開	◆団体J 幼児又は小・中・高校生の異年齢グループ活動を支援 ・異年齢・異世代交流活動 ・遊びや伝統芸能等の郷土文化の伝承活動 ・体験学習、体験キャンプ等のグループ活動 ・夏祭り等の地域の特性に応じた諸行事におけるグループ活動 ・その他の児童健全育成のためのグループ活動 ◆団体K ・自然と親しむ活動 ・異年齢・異世代交流活動	◆平成23年度から取り組んだ新しい補助事業(補助率1/1、上限金額100万円) ◆要望件数 ・平成23年度:28件、平成24年度:21件 ◆アンケート等で、児童・生徒の間で「地域貢献に対する意識」が芽生え、地域活性化に繋がるなどの報告がなされている。	◆「地域」と「子どもの自主性」を焦点に設定した新たな補助事業であり、活動を通じて児童・生徒の心の中に「他人を思いやる気持ち」が芽生えてきていることから、子どもが主体的に行う活動を支援する。 ◆申請のしやすさについて改善を行い、応募件数の拡大を図っていく。

JK A補助事業評価概要(案)
公益事業振興補助事業(2/2)

資料 1

平成24年6月4日

		各補助事業の評価結果			事業を取り巻く環境		JK A分野別評価	
		個々の補助事業の評価結果	アンケート分析結果(試行的評価)	審査・評価委員会及び評価作業部会での指摘事項	国の主な施策動向	その他主な動向	現状	今後の課題・方向性
公益事業振興補助事業	社会福祉の増進	児童	アンケート未実施	◆子どもの難病支援の活動には、「レイ・エキスパート」(専門教育を受けた経験がないにもかかわらず、ある領域について専門家並みの知識を有する人)を加えていくことは非常に重要。	◆「子ども・子育て支援法(仮称)」の制定に伴う新システムへの移行 ・総合子ども園、小規模保育、家庭的保育等のサービス整備 ・子ども園給付、地域型保育給付の創設 ◆「地域子育て支援事業(仮称)」の実施 ・この事業の一環として、「都道府県等が実施する社会的養護、障害児支援との連携」を実施 ◆「児童」から「子ども」への概念の変更 ・以前の計画(エンゼルプラン)では「児童」と表現されたが、最新の計画(子ども・子育てビジョン)では「子ども」という表現に移行	◆団体I ・子育て支援活動 ◆団体K ・子育て支援活動 ・不登校児童の教育支援活動	◆児童関連施設の建築については、要望件数が減少している。 (平成21年:8件、平成22年:5件、平成23年:2件、平成24年:1件)	◆児童(集団)から、子ども(個人)の視点で事業を捉えていく必要がある。 ◆児童関連施設の建築については、要望件数が減少していることから、補助対象としての必要性について検討する必要がある。
		高齢者	アンケート未実施	◆高齢化対策の一例として、アニマルセラピーのような新たなサービス形態があり、先駆的な取り組みとして挙げられる。	◆福祉と医療との連携強化 (24時間対応の在宅医療、訪問介護等) ◆介護サービスの充実強化 (特養などの介護拠点の緊急整備等) ◆予防の推進 (要介護とならないための予防の実施等) ◆見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護 ◆住み続けることのできる高齢者住まいの整備 (サービス付高齢者住宅への移行) ◆高齢者の社会参加促進、高齢者コミュニティの再生 (高齢者パワーの活用、継続雇用制度の導入等)	◆団体I ・高齢者が地域で普通の暮らしを送ることを支援する事業を支援 ・高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業を支援 ・高齢者の日常生活、社会参加等を支援する事業を支援 ◆団体B ・福祉車両の導入を充実 ・ホスピス・プログラムの実行等を支援 ◆団体L ・高齢者が地域のために、その知識・技術・経験を活用するグループによるボランティア活動を支援 ◆団体M ・高齢者の自立生活を応援する事業を支援 ・老人介護の講習会活動を支援	◆高齢者関連施設の建築については、介護保険制度の導入以降、平成17年度に特別養護老人ホームに対する補助を取りやめ、平成18年度に養護老人ホーム、介護型老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センターに対する補助を取りやめた結果、法定施設は補助対象から除外された。 ・一方、17年度から導入したJK A独自メニューである「高齢者生きがいグループホーム※(後に「高齢者生きがいグループリビング」と呼称)	◆孤独死等の高齢者をめぐる喫緊の社会的課題に對して、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取り組む事業を支援していく。
		障害者	アンケート未実施	◆活動費の大半を、情報発信のための会報誌・機関誌の印刷費が占めるなど、突出した例が多い。ソーシャルネットワーク・サービス等の利用を検討すべき。 ◆地域によっては、福祉施設の整備が未だ十分でないところがあり、急速に整備の必要がある。 ◆各都道府県・市町村において障害者福祉計画が定められている中で、その地域の事情や必要性を明確にすべき。	◆H24年度から自立支援法の一部改正法が施行される予定(制度の移行が進んでいる。) ◆同時並行で、国連障害者権利条約※の批准も視野に入れて、総合福祉法の制定を準備中(H25.8施行予定) ◆建築物の整備については、厚生労働省の施設整備補助制度が整備されている。 ※「アクセシビリティ・インクルーシヴの確保」等の条項が盛り込まれているアクセシビリティ=施設・サービス等の建築物(救護施設等)については、厚生労働省の施設整備補助制度が整備されている。(その他の施設の整備についても、都道府県の補助制度が整備されている場合がある。)	◆団体K ・障害児の療育支援活動 ◆団体I ・障害者スポーツ事業を支援 ◆団体B ・障害者の地域生活や社会参加を支える仕組みづくりを支援	◆障害者関連施設の建築については、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に対応し、各障害(身体・知的・精神)ごとに定めていた施設を平成19年度から、障害者の地域での生活の場である「グループホーム」、「ケアホーム」(20年度から適用)、「福祉ホーム」及びJK A独自メニューである「障害者地域活動拠点施設」	◆移行が進んでいる国の動向も踏まえつつ、障害者が地域で自立して生活し、その社会参加を支える活動を支援していく。 ◆障害者関連施設の建築については、施設から地域へ移行するための受け皿として整備が進んでいる段階であるが、JK A補助に対するニーズは高いといえる。今後は、財源に限られる中、必要性
	車両整備等福祉活動	アンケート未実施	◆社会福祉施設(生活保護・母子休養ホーム等)のうち、直近で申請がない施設については、建築の需要があるかについて精査が必要ではないか。 ◆「福祉車両」については、施設を持たない法人にも補助を認めてはどうか	◆一部の建築物(救護施設等)については、厚生労働省の施設整備補助制度が整備されている。(その他の施設の整備についても、都道府県の補助制度が整備されている場合がある。)	◆団体B ・「福祉車両」の導入を充実	◆平成24年度の「福祉車両」の要望件数は180件、要望金額は3.6億円で、社会福祉分野における占有率はそれぞれ61%、17%となっており、補助事業者のニーズは非常に高い。	◆幸せに暮らせる福祉社会をつくる活動を引き続き支援していく。 ◆補助事業者が車種選択に関し自由度が高い車両整備事業としていく。	
東日本大震災復興支援		◆効果 ・約70%の事業が計画通りに進捗 ・新聞をはじめ多くのメディアに取り上げられている ◆改善要望 ・約28%が300万円以内は十分ではないと考えており、約25%が他の民間助成金等を授受 ・補助対象費目の拡大(宿泊費、人件費)を望む声が多い ◆活用意向 ・ほぼ全ての団体が継続的な活用を希望	◆自転車を活用した復興支援にもっと協力していくべき。 ◆新たなまちづくりに役立つような補助を推進すべき。 ◆震災関連の調査事業は、記録としても重要である。 ◆大震災支援補助については継続的支援での可能性を探ることが必要だ。 ◆仮設住宅に入って、自転車がほしいというリクエストが多。モーター付き自転車であればさらによい、というリクエストも多い。そういうところに特化してはどうか。 ◆仮設住宅の中に共用の自転車があり、そこで誰でも使えるという仕組みを入れて配らないと、不公平感が残ってしまう。仕組みを含めた提案が望まれる。 ◆東日本大震災復興支援は最優先課題だが、「地域振興」の元々の狙い、まちづくり、あるいはまち興しも重要なテーマ。	◆東日本大震災を踏まえ、防災基本計画(復興面)に以下の事項を追加 ①被災者の心の健康 ②コミュニティの維持 ③生業や就業の回復 ④従前の居住地域外への避難者の孤立防止	◆団体B ・新たなコミュニティの形成につながる事業を支援 ・障害者・高齢者、被災者の心のケアにつながる事業を支援 ◆団体M ・仮設入居者支援等の生活支援活動を支援 ・復興支援と新たなコミュニティづくり活動を支援 ◆団体N ・被災者や被災地域の緊急から復興までの支援活動全般を支援 ・全国にある被災者の避難先での支援活動を支援 ・原子力発電所事故に伴う住民の避難先における活動を支援 ◆団体O ・仮設住宅内での居場所づくり等の生活支援 ・避難者と受け入れ住民との交流等のコミュニケーション支援活動を支援	◆平成23年度から取り組んだ新し補助事業(補助率1/1、補助金上限額300万円) ◆要望件数 ・平成23年度:152件(臨時募集) ・平成24年度:34件(定期募集) ◆多くの補助事業がメディア※に取り上げられ、地域の関心度・注目度の高い事業を採択することができた。 ※平成23年度第一次募集の内定36事業のうち、11事業延べ43回に亘り新聞・テレビ・ラジオ・地域ミニコミ誌・NPO機関誌等で紹介	◆定期募集(前年度)と臨時募集(年度内に随時)の役割分担を明確化し、被災地の産業の復興・創出、被災地域の復興を担う人材の育成といった、中長期的な視点に立った取り組みを支援していく。 ◆定期募集と臨時募集はその役割分担に応じて、補助率、上限金額等に差異を設ける。 ◆東日本大震災のみならず、洪水、竜巻などが多発しており、自然災害に対する日頃の備えが重要であることから、平時における取り組みについても着目し、どのような支援が必要であるか検討する必要がある。	